

川崎市上下水道局危機管理推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 上下水道局における危機管理に関する施策の充実と一体的な推進体制の強化を図るため、川崎市上下水道局危機管理推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 危機管理に係る計画等（マニュアルを含む。）の策定及び施策の進行管理に関すること。
- (2) 上下水道局全体の危機管理業務実施能力の強化に関すること。
- (3) その他危機管理に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、川崎市災害対策本部上下水道部の各担当（本部担当、総務担当、広報担当、水道・工業用水道担当又は下水道担当をいう。以下「各担当」という。）の関係者に出席を求め、その意見、説明又は報告を聴くことができる。

(ワーキング・グループ)

第5条 委員会は、必要に応じ、危機管理に関する事項について、上下水道局内を組織横断的に検討・調整させるために職員を指定し、ワーキング・グループを置くことができる。

(危機管理担当者会議)

第6条 委員会は、必要に応じて、危機管理に係る計画及び施策等の円滑な推進と連携を目的として、危機管理担当者会議を置くことができる。

2 危機管理担当者会議は、各担当から指定した職員をもって構成する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経営戦略・危機管理室において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(川崎市上下水道局危機管理対策委員会設置要綱の廃止)

2 川崎市上下水道局危機管理対策委員会設置要綱（平成16年10月20日16川水総企第266号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	上下水道事業管理者
副委員長	担当理事
委員	<p>経営戦略・危機管理室長</p> <p>総務部長</p> <p>総務部担当部長（財務担当）</p> <p>サービス推進部長</p> <p>水道部長</p> <p>水管理センター所長</p> <p>下水道部長</p> <p>下水道部担当部長（下水道施設担当）</p>